

平成30年度石川県伝統産業優秀技術者表彰について

1 目的

本県の伝統産業に従事し、その振興発展に貢献した方々の功績と努力を顕彰し、これを表彰することを目的とする。

この制度は、昭和41年度に「石川県地方産業貢献者表彰」として発足し、昭和52年度に「石川県伝統産業優秀技術者表彰」と改称した。

平成20年度から、若い技術者の励ましとするため、若手向け表彰部門として「奨励者表彰」を新設し、従来の表彰は「功労者表彰」と改称した。

2 表彰対象

(1) 功労者表彰

- ① 同一の職種に30年以上従事し、現役であること。
- ② 年齢が60歳以上であること（11月1日現在）。
- ③ 献身的努力をもって職務に精励し、他の模範となっていること。
- ④ 職務に熟達し、当該産業の維持発展に貢献していること。

(2) 奨励者表彰

- ① 同一の職種に10年以上20年以下従事し、現役であること。
- ② 年齢が45歳以下であること（11月1日現在）。
- ③ 技能修得と研鑽に弛まぬ熱意を有し、献身的努力をもって職務に精励し、他の模範となっていること。
- ④ 優秀な技能を修得しており、将来、指導的役割を果たすと見込まれること。

3 表彰式

- | | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| (1) 日時 | 平成30年11月29日（木）11：30～12：00 |
| (2) 場所 | 石川県庁行政庁舎4階「特別会議室」 |
| (3) 式次第 | ①開式
②表彰状贈呈
③知事挨拶
④石川県伝統産業振興協議会会長祝辞
⑤受賞者謝辞
⑥閉式
⑦記念撮影 |